

auAMトリプル・NASDAQ100 為替ヘッジ無し

追加型投信／海外／株式／
特殊型(その他)

NASDAQ
100
BULL
×3

US\$
為替ヘッジ無し*
×1

※ファンド名称のauAMはauアセットマネジメントの略称です。

*外国為替取引等を用いて純資産の1倍相当の米ドルに投資することで、為替ヘッジ無しと同等の投資成果を目指すファンドです。

商品分類および属性区分

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型(その他)	その他資産(投資信託証券(株価指数先物))	年1回	北米	ファミリーファンド	なし	その他

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「auAMトリプル・NASDAQ100為替ヘッジ無し」(以下「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集については、auアセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月18日に関東財務局長に提出しており、2026年10月4日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、投資信託約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 投資信託約款の内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

au アセットマネジメント

ホームページ

<https://www.kddi-am.com/>

お問い合わせ先

03-5657-7185

(営業日の午前9時～午後5時)

委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

auアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3062号

設立年月日: 2018年1月4日

資本金額: 10億円(2026年6月末日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1,799億6千万円(2026年6月末日現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的

NASDAQ100指数(米ドルベース)の変動率の概ね3倍程度の投資成果に、米ドルの対円為替レートの変動による投資成果を加えた収益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドの特色

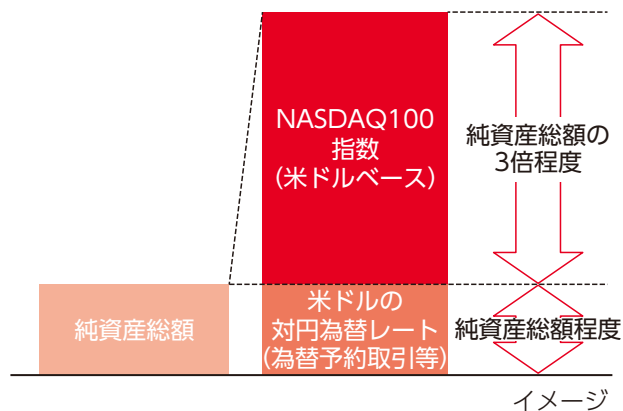
- auAMトリプル・NASDAQ100マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主としてNASDAQ100指数(米ドルベース)の日々の値動きに対し、概ね3倍程度のエクスポージャーを構築するとともに、米ドルの対円為替レートに対して概ね1倍程度のエクスポージャーを構築します。

※上記は日々の基準価額の値動きについて説明したものであり、一定期間の投資成果がNASDAQ100指数(米ドルベース)の3倍程度に、米ドルの対円為替レートを加えた変動となることを示唆または保証するものではありません。

※マザーファンドは、主として、株価指数先物、上場投資信託証券(ETF)、国内外の債券、外国為替予約等を活用して運用を行います。

※マザーファンドの概要は、「マザーファンドの概要」をご覧ください。

日々の基準価額の値動きが、NASDAQ100指数(米ドルベース)の概ね3倍程度の変動に、米ドルの対円為替レートの変動を加えた値動きとなることをめざします。



(注) 当ファンドはレバレッジ型ファンドです。

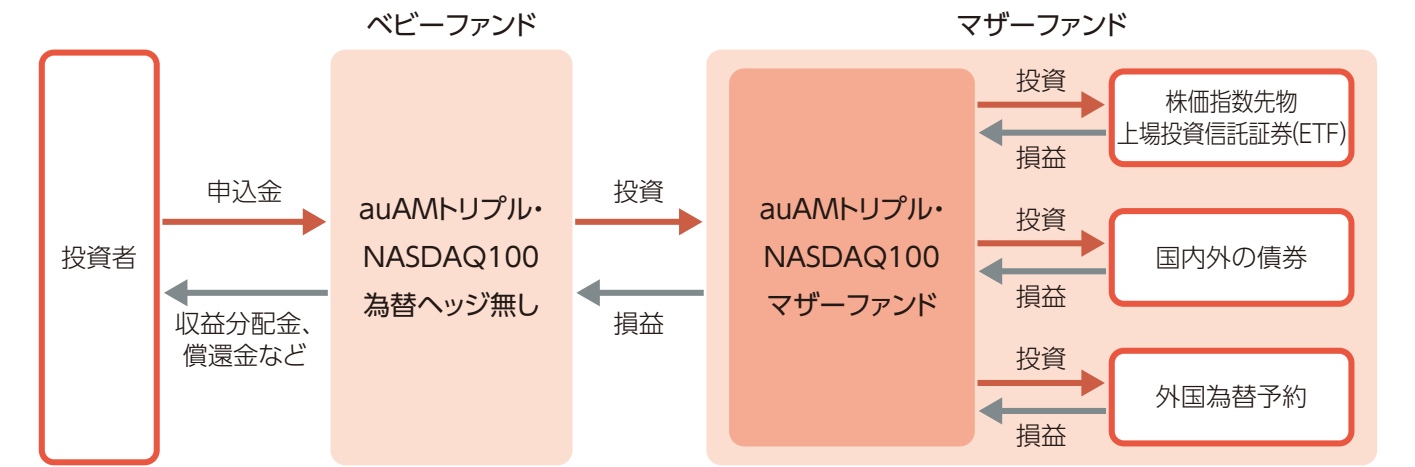
日々の基準価額の値動きに対して所定の倍率となる投資成果を目指して運用を行うため、基準価額の変動率はNASDAQ100指数(米ドルベース)および為替レートの変動率を大きく上回る場合があります。また、複数日にわたる運用成果は、NASDAQ100指数(米ドルベース)の変動率の3倍および為替レートの変動率の単純な合成値とは異なる場合があります。

*利用する先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。主として、NASDAQ100指数を対象とした先物取引を利用する予定です。売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の株価指数先物取引を利用することがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行われないことがあります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



- NASDAQ100指数について
NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している時価総額の大きい非金融業100社の株式で構成される株価指数です(対象銘柄には、米国以外の企業の株式を含みます。)。指数の計算方法は、調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は毎年12月に行われますが、それ以外に、臨時に入替が行われることがあります。
NASDAQ100指数は、1985年1月31日以降継続して算出され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。なお、NASDAQ100指数は、ナスダック市場の全銘柄で構成されるNASDAQ総合指数(NASDAQ Composite Index)とは異なる指数です。

分配方針

毎年10月14日(休業日の場合翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
(注)第1計算期間は、2027年10月14日(休業日の場合翌営業日)までとします。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。)等の全額とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

●マザーファンドの概要

ファンド名	auAMトリプル・NASDAQ100マザーファンド
主要投資対象	株価指数先物、上場投資信託証券(ETF)、国内外の債券、外国為替予約を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、株価指数先物、上場投資信託証券(ETF)、国内外の債券、外国為替予約等を活用して運用を行います。 ②日々の基準価額の値動きが、NASDAQ100指数(米ドルベース)の概ね3倍程度の変動に、米ドルの対円為替レートの変動を加えた値動きとなることをめざします。 ③追加設定、解約がある場合、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に調整売買するものとします。この結果、株価指数先物の買建玉の想定元本に、上場投資信託証券(ETF)の時価総額を加えた額が、信託財産の純資産総額の3倍程度にならないことがあります。

※マザーファンドの主な投資制限等の詳細については、請求目論見書または約款に記載しております。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社(以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。)によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Index[®]の一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行いません。株式会社とauアセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq[®] およびNASDAQ-100 Index[®]の登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、auアセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行うNASDAQ-100 Index[®]の使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Index[®]の決定、構築および計算に関し、auアセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Index[®]とそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Index[®]またはそれに含まれるデータの利用により、auアセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつNASDAQ-100 Index[®]またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
また、投資信託は預貯金とは異なります。

●主な変動要因

株 価 指 数 先 物 取 引 の 利 用 に 伴 う リ ス ク	株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を買建てている場合の株式市場の下落によって、株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。 なお、対象指数の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。
価 格 変 動 リ ス ク ・ 信 用 リ ス ク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。
公 社 債 の 価 格 変 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
当ファンドの戦略 に関するリスク	当ファンドは、純資産規模を上回る投資を行うことがあるため、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、マザーファンドを通じてレバレッジ運用を行うにあたり先物取引を利用するため、借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- この商品は、レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。
同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性をご理解いただける投資家を主に念頭において組成しています。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。最も適している想定顧客層は、積極性重視を投資目的とした、資産形成層（40代以下）およびシニア層（50代、60代、70代）で、余裕資金がある方を想定しています。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、リスク管理会議において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

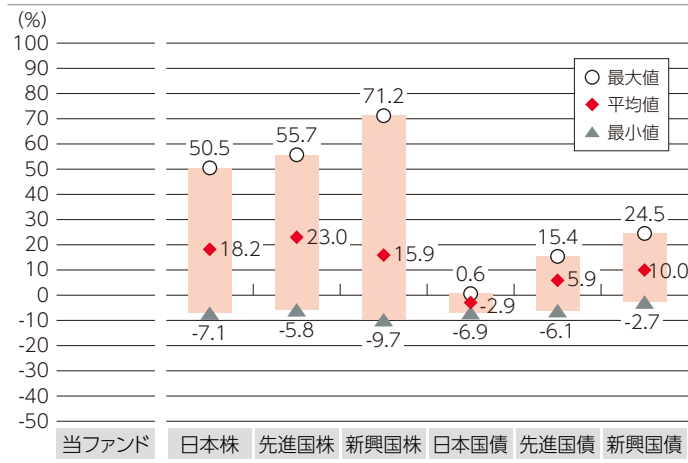
(参考情報)

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月～2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
(注3) ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

<各資産クラスの指数>

資産クラス	指数名	権利者
日 本 株	TOPIX (配当込み)	株式会社JPX総研
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
新 興 国 株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本／円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

当ファンドの運用は、2026年10月15日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	①当初申込期間 1万円(1万口当たり) ②継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	①当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ②継続申込期間 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	①当初申込期間 2026年10月5日から2026年10月14日まで ②継続申込期間 2026年10月15日から2028年1月13日まで 継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込受付中止日	①ナスダック(米国)の休業日と同じ日付の日 ②シカゴ・マーカントイル取引所の休業日と同じ日付の日 ③「委託会社の休業日かつシカゴ・マーカントイル取引所が休業日でない日」の前営業日
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	●次に該当する場合には、auアセットマネジメントの判断で、購入、換金の受付けを中止または取消しにすることがあります。 ・株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行われなときもしくは停止されたとき。 ・株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ●金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
信託期間	無期限(2026年10月15日設定)
繰上償還	委託会社は、NASDAQ100指数(米ドルベース)が改廃された場合には、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ●信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ●やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年10月14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なることがありますので、販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告の方法により行い、ホームページ[https://www.kddi-am.com/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別に定める率 くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の 提供、事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	－

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.4334%(税抜0.394%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に 対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用 は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日 (休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信 託終了のときに信託財産から支払われます。
運用管理費用の配分(税抜) ^(注)		
委託会社	0.24695% (税抜0.2245%)	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準 価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
販売会社	0.15895% (税抜0.1445%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	0.0275% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

(注)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管 する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 当ファンドが投資対象とする上場投資信託証券(ETF)には、運用・管理等に係る費用が負担されます。運用 管理費用等は、当該ETFの純資産総額から日々控除されます。このため、受益者は当ファンドの信託報酬等に 加え、投資対象ETFの費用を実質的に負担することになります。 なお、運用状況等により、当ファンドの純資産総額、投資対象ETFの銘柄及び組入れ比率は変動する場合が あるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。
----------------	---

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。